

7 入札第 107 号 超音波診断装置について

この入札は、**1 回目**の**入札書**の**提出**を**郵送**に**限定**した入札です。

特に、次のことに留意のうえご参加ください。

1. 入札書は **一般書留 簡易書留 特定記録** のいずれかの方法で必ず「**1 2月2日 17:00 (必着)**」までに、物品管理室に**届くよう**に**郵送**してください。持参、普通郵便等による方法の場合又は期限後に届いた場合、その入札は**無効**となります。
2. 入札書は、内封筒及び外封筒の**二重封筒**としてください。二重封筒でなかった場合、その入札は**無効**となります。
※それぞれの記載例については別紙参照
3. 1 回目の郵送する入札書には、代理人の記名・押印は**不要**です。
4. **一般競争入札参加申請書**は「**1 2月2日 17:00 (必着)**」までに、物品管理室に**届くよう**に**提出**してください。期限までに届かなかった場合、**入札書**が期限内に届いても、その入札は**無効**となります。
※郵送（できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。）、持参又はFAX等のいずれかの方法により提出
※郵送、FAX等で申請される場合は、提出の事実が確認できるような資料の提供を求める場合があります。
5. 代理人が開札に立ち会う場合は、開札日当日（**12月3日**）に**委任状**の提出が必要です。

※ 内封筒及び外封筒の記載例

○ 内封筒… 1 回目の入札書のみを入れ封かんする。

○入札第〇〇号
〇〇〇〇装置

住 所 : 長崎県長崎市尾上町3-1
商 号 : 株式会社 長崎県庁
代 表 者 : 代表取締役 〇〇 〇〇

入札書在中

○ 外封筒…上記内封筒を入れ封かんする。

(一般競争参加申請書を同封することも可。)

〒850-8570
長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県出納局物品管理室 行き

書 留

住 所 : 長崎県長崎市尾上町3-1
商 号 : 株式会社 長崎県庁
代 表 者 : 代表取締役 〇〇 〇〇
担 当 者 : 〇〇
T E L : 095-895-2881
F A X : 095-894-3468

一般競争入札予定表

入札件名：7入札第107号 超音波診断装置

購入請求課：障害福祉課

公告日		11月5日		
郵送入札受領期間		11月5日	～	12月2日 (17:00)
入札参加申請受付期間		11月5日	～	12月2日 (17:00)
同等品	受付期間	11月5日	～	11月20日 (17:00)
	回答期限	11月26日		
質問	受付期間	11月5日	～	11月20日 (17:00)
	回答期限	11月26日		
開札日		12月3日 (10:00)		
入札会場		長崎県庁行政棟 1 階入札室		
納入期限		令和8年3月24日		

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年11月5日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

7入札第107号 超音波診断装置 1式

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和8年3月24日

(4) 納入場所及び条件

①納入場所 長崎県立こども医療福祉センター 1階外来（諫早市永昌東町24-3）

②条 件 仕様書のとおり

(5) 入札の方法

① 前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

② 入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

(6) 契約方法

電子契約又は書面契約（選択方式）

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和7年12月1日現在で有している者であること。

(4) 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。

(5) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

4 契約条項を示す場所

3の部局等とする。

5 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。

6 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和 7 年 12 月 2 日 17 時 00 分

7 同等品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和 7 年 11 月 20 日 17 時 00 分

8 入札書及び契約の手續において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所 長崎県出納局物品管理室

(2) 受領期限 令和 7 年 12 月 2 日 17 時 00 分 (必着) まで

(3) 提出方法 郵送 (一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法) により受領期限内必着のこと。

なお、悪天候 (大雨、大雪、台風接近等) 等の場合は、受領期限日時を延期することもあるので、事前に 3 の部局に確認すること。

10 入札書の開札場所及び日時等

(開札場所) 長崎県庁行政棟 1 階入札室

(開札日時) 令和 7 年 12 月 3 日 10 時 00 分開始

開札当日が悪天候 (大雨、大雪、台風接近等) 等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に 3 の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約 (契約金額の 100 分の 10 以上) を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札書開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法 (平成 15 年法律第 112 号) 第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの (2 件以上) を提出する場合

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札者が代理人である場合は、委任状 (委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。) の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の (1) から (10) までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。また、(7) 及び (15) から (19) までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

(11) 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。

- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (21) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 97 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

入 札 説 明 書

この入札は、第1回目の入札書の提出を郵送のみに限定した入札です。
下記を熟読のうえ、入札に参加くださいますよう、お願いします。

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 入札番号、購入物品名及び数量

7入札第 107 号 超音波診断装置 1式

※規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

(2) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書（調達様式第 11 号）」を、持参、郵送（できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。）又は F A X 等にて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

※郵送、F A X 等で申請される場合は、提出の事実が確認できるような資料の提供を求める場合があります。

「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕 長崎県出納局物品管理室

〔提出期限〕 令和 7 年 12 月 2 日 17 時 00 分（必着）

(3) 「同等品承認願」の提出について

例示品ではなく、仕様書に基づき同等品にて入札書を提出される場合は「同等品承認願（調達様式第 4 号）」を郵送、持参又は F A X 等にて提出し、事前に審査を受けること。

提出については複数回可能とし、受付日の翌日より 3 日（休日を除く。）以内に、審査結果を障害福祉課より F A X にて回答します。

※「同等品承認願」の提出場所及び最終提出期限等

〔提出場所〕 長崎県出納局物品管理室

〔最終提出期限〕 令和 7 年 11 月 20 日 17 時 00 分（必着）

〔提出方法〕 メーカー名・品名・規格・型番を明記し、代表者氏名・登録番号を記載のうえカタログ等の仕様を確認できる書類と共に提出すること。（同等品については複数可。但し、納品は一種類とすること。）

※「同等品承認願」に添付するカタログ等の資料については、仕様書番号を付して要求をみたす箇所を明確にすること。

また、カタログ等に記載のないものについては、メーカーの仕様内容証明等を提出すること。

(4) 物品等の納入場所及び納入期限

〔納入場所〕 長崎県立こども医療福祉センター 1 階外来（諫早市永昌東町 2 4 - 3）

〔納入期限〕 令和 8 年 3 月 24 日

(5) 入札書の提出場所、受領期限、提出方法等

〔提出場所〕 長崎県出納局物品管理室

〔受領期限〕 令和 7 年 12 月 2 日 17 時 00 分（必着）まで

〔提出方法〕 一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により受領期限内必着のこと。

〔そ の 他〕 悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札者及び日本郵便株式会社に瑕疵のない特別な理由が発生した場合は、受領期限日時を延期することもあるので、事前に 2 の部局に確認すること。

(6) 入札書の開札場所、日時等

〔開札場所〕 長崎県庁行政棟 1 階入札室

〔開札日時〕 令和 7 年 12 月 3 日 10 時 00 分 開始

〔そ の 他〕 開札に、代表者本人が立ち会う場合、又は年間委任状を提出済みの代理人が立ち会う場合は、名刺等（運転免許証、健康保険証等、本人であることが確認できるもの。）の提示が必要になること。

また、年間委任状を提出していない代理人が開札に立ち会う場合は、「委任状（調達様式第9号）」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。以下同じ。）の提出が必要になること。

なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札者及び日本郵便株式会社に瑕疵のない特別な理由が発生した場合、開札日時を延期することもあるので、事前に2の部局に確認すること。

（7）質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書（調達様式第6号）」を下記提出場所へ令和7年11月20日17時00分までにFAX等にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

※回答については、令和7年11月26日までに「質問への回答書（調達様式第7号）」によりFAXにて回答します。また、質問のうち全参加者に関する内容は物品管理室HPに掲載する。

①仕様書に関する質問提出場所 障害福祉課 管理班

FAX 095-823-5082 TEL 095-895-2451

②調達手続に関する質問提出場所 物品管理室

FAX 095-894-3468 TEL 095-895-2881

（8）入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書（調達様式第8号）に記載すること。

ウ 入札金額（首標金額）は訂正することができない。

エ 入札者は、入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。

カ 再度の入札に限り、代理人が入札することができる。この場合、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

・郵送の場合

① 入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒で郵送により提出すること。

② 入札書は必要事項に記載、押印（代理人の記名、押印はしないこと）のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に入札書在中、入札者の商号又は名称、入札番号及び入札物品名を記載すること。

③ 入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）を訂正個所に押印すること。

④ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

⑤ 入札書の宛名は長崎県知事とすること。

⑥ 外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に、物品管理室、入札者の商号又は名称、代表者職氏名、担当者名及び連絡先（電話番号、FAX番号）を記載すること。

・再度入札の場合

① 入札書は封筒に入れ、封筒に入札者の商号又は名称、入札番号及び入札物品名を記載し提出すること。

② 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（代理人が再度の入札をする場合、委任状に押印されている印鑑と同じ印鑑）を訂正個所に押印すること。

③ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

④ 入札書の宛名は長崎県知事とすること。

(9) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・ 入札書開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

- ①2,000 万円以上
- ②2,000 万円未満 500 万円以上
- ③500 万円未満

(10) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからコまでにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。また、キ及びソからテまでは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。

エ 入札者が連合して入札したとき。

オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。

キ 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

ク 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

コ 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

サ 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。

シ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。

ス 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

セ 入札書の首標金額が訂正されているとき。

ソ 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

タ 代理人が入札したとき。

チ 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

ツ 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

テ 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。

ト 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。

ナ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(11) 落札者の決定

ア 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代えて、当該入札事務に関係のない県の職員がくじを引くものとする。

ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・開札日において、提出があった全ての入札書を対象に開札を行い、落札者を決定する。
- ・所定の日時及び方法により提出があった入札書を対象とした第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、直ちに、その場で、再度、再々度の入札を行う予定である。また、再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。よって、入札は、見積を含め最大4回となる場合があるので、開札に立ち会う入札者は、入札書（3枚以上）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。開札に立ち会う者及び入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。
- ・開札に入札者の立ち会いがない場合、当該入札事務に関係のない県の職員の立ち会いのもと、開札を行う。
- ・再度の入札に参加できる者は、開札に立ち会う入札者に限る。
- ・開札に立ち会う入札者がいない場合、再度の入札は行わない。
- ・開札に立ち会う者が代理人である場合、委任状の提出が必要であること。
（※代理人が開札に立ち会う場合、又は代理人が再度の入札をする場合、若しくはその両方の場合においては、適正な委任状の提出がなければ代理人は開札に立ち会うこと及び再度の入札に参加することができない。）

(12) 落札者決定の通知

ア 全ての入札者が開札に立ち会った場合

落札者決定後直ちに開札の場所で入札者に口頭で行う。

イ 開札に立ち会わなかった入札者がある場合

落札者決定後直ちに開札の場所で開札に立ち会った入札者に口頭で行い、開札に立ち会わなかった入札者に対しては、物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において掲載する入札結果一覧表をもって、落札者決定の通知を行ったものとみなす。

なお、落札者が開札に立ち会わなかった場合、落札者に対しては次に掲げる手順により落札者決定の通知を併せて行う。

①落札者決定通知書を落札者にFAX送信する。

②落札者に電話を掛け、①の受信確認を行い、FAX及び電話により、落札者決定の通知を行う。

(13) 入札書及び契約書の作成等

ア 入札書及び契約書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札者の負担とする。

イ 落札通知を受けた日から起算して5日（県の休日を除く。）以内に契約締結ができるよう手続を行い、「契約書（調達様式第106号）」を提出すること。

ウ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。

エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(14) 競争入札の参加資格

ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和7年12月1日現在で有している者であること。

エ 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。

オ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

カ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

当該調達契約事務に関する担当部局

〔住 所〕 〒850-8570 長崎市尾上町 3 － 1

〔名 称〕 長崎県出納局物品管理室

〔電 話〕 095-895-2881

仕 様 書

1. 品名・数量 超音波診断装置 1式

2. 要求仕様等

品 名	数 量	要 求 仕 様	例 示 品
超音波診断装置	1式	1 超音波診断装置本体は、以下の要件を満たすこと。	
		① 本体寸法は横幅550mm、奥行き900mm以上であり、高さを1,220mm～1,695mmの範囲で調整できること。	富士フイルム株式会社
		② 本体重量は136kg以上であること。	(品番・型番等)
		③ 観察用モニタは23インチ以上のLCDモニタであり、解像度はFHD以上であること。	ARIETTA 750 DeepInsight SE
		④ メニューコントロールは10.4インチ以上のカラーTFT液晶タッチパネルで操作可能であること。	【構成】 ・超音波診断装置 本体 ARIETTA750 DeepInsight SE 1台
		⑤ 画像調整に関するパラメーターを1プリセットあたり4パターン登録可能なこと。タッチパネルで瞬時に切り換え可能なこと。	〈ハード〉 ・デジタルモノクロプリンタ SSZ-X311 1台
		⑥ 装置前面に電子系プローブ接続コネクタを4個以上備えており、同時に4本以上のプローブを接続し電子的に切り替えて使用可能であること。	・白黒プリンタ接続キット PM-LI880―H001 1個
		⑦ エコエゼリーウォーマーを搭載していること。	・フレキシブルフック MP-HA-AVA-2 1個
		⑧ 表示モードは、Bモード法、Mモード法、Dモード法(PW法、CW法、HPRF―PW法)、カラードブラ(Flow)法、パワードブラ(Power)法、高精細ドブラ法、組織ドブラ法を有すること。	・フットスイッチ MP―2345B 1個
		⑨ AI技術を活用した画像処理技術により構造物の境界を明瞭化し、スペckルノイズやアーチファクトを低減するノイズ除去技術を有すること。	・カードリーダー据付ユニット MP-FX-AVA-4 1台
		⑩ カラードブラ使用時に白黒画像のみと白黒/カラー画像の2画面同時リアルタイム表示が可能であること。	・生体信号ユニット PEU-LISEND0880 1台
		⑪ 電子コンベックス探触子で連続波ドブラ(CW)計測が可能なこと。	・CWサーボユニット EU-9184 1台
		⑫ 任意の2箇所サンプルポイントを置き、異なる2点のバルスドブラ波形を取得できる2方向バルスドブラ機能を有すること。	〈アプリケーション〉 ・Real-time Tissue Elastographyソフト SOP-ARIETTA750-43 1個
		⑬ 組織弾性画像において、任意の2点の組織弾性比を計測できる機能であるStrain Ratioを有すること。	・RTE Strain Histogramソフト SOP-ARIETTA750-60 1個
		⑭ 組織弾性画像において、腫瘍中心をクリックした際、腫瘍と脂肪層に計測ROIを自動で設定するAssist Strain Ratio機能を有すること。	〈プローブ〉 ・コンベックスプローブ(8-2MHz/50R/70°) C35 1本
		⑮ 組織弾性画像において、ROI内の相対ひずみ値のヒストグラムを表示した、主に肝硬度測定で使用するLiver Fibrosis Indexを算出可能であること。	・コンベックスプローブ(12-3MHz/21R/85°) C421 1本
		⑯ カードリーダーを搭載しており、当センターで使用している診察券(品質基準は別紙1参照)により装置本体への患者データ登録が可能であること。	・リニアプローブ(13-5MHz/50mm) L55 1本
		⑰ 1連フットスイッチを搭載していること。	・リニアプローブ(18-5MHz/38mm) L64 1本
		⑱ DICOM通信規格に対応していること。	・セクタプローブ(5-1MHz/90°) S11 1本
		⑲ 当センターのフジフイルム社製(旧日立製)画像サーバーに接続可能であること。	〈その他〉 磁気カードリーダー システムギア株式会社 PDC-30-050-U5 1個
		⑳ 電子コンベックス、電子リニア、電子セクタの走査方式を有すること。	
		㉑ 日本語版取扱説明書が付属していること。	

	2 電子コンベックス探触子のうち1つは、以下の要件を満たすこと。 ① 周波数帯域は8 MHz～2 MHzであること。 ② 視野角は110° 以上に対応していること。 ③ CW機能に対応していること。 3 電子コンベックス探触子のうち1つは、以下の要件を満たすこと。 ① 周波数帯域は1 2 MHz～3 MHzであること。 ② 視野角は1 0 0° 以上に対応していること。 ③ CW機能に対応していること。 4 電子リニア探触子のうち1つは、以下の要件を満たすこと。 ① 周波数帯域は13MHz～5MHzであること。 ② 視野幅は5 0 mm以上であること。 5 電子リニア探触子のうち一つは、以下の要件を満たすこと。 ① 周波数帯域は18MHz～5MHzであること。 ② 視野幅は3 8 mm以上であること。 ③ CW機能に対応していること。 6 電子セクター探触子は、以下の要件を満たすこと。 ① 周波数帯域は5 MHz～1 MHzであること。 ② 視野角は120° 以上に対応していること。 ③ CW機能に対応していること。 7 白黒プリンタは、以下の要件を満たすこと。 ① ドット数は、960×1280以上であること。 ② 階調数は、256階調以上であること。 ③ 入力信号は、USB2.0信号であること。 ④ プリント用紙は、感熱紙であること。 ⑤ 超音波診断装置上に搭載可能であり、本体前面から出力可能であること。	
納 入 期 限	令和8年3月24日	
納 品 場 所	こども医療福祉センター 1階外来（諫早市永昌東町24－3）	
付帯工事の有無	無	
納 入 条 件	・運搬、搬入、据付、調整、DICOM規格に基づく画像サーバー（フジフィルム社製【旧日立製】）への接続、試運転、取扱説明を行うこと。 ・納入後、検査に合格した日から1年間の保証を付すること。	
そ の 他	・上記に関する費用はすべて入札額へ含めること。	

〔留意事項〕

例示品または上記要求仕様を満たすもの(同等品)を納品すること。

※同等品承認願の提出にあたっては、応札予定品の仕様が、上記仕様を満たすことを確認できる商品カタログ若しくはメーカーからの仕様内容証明等(任意様式)を添付すること。

/ 当社カード発行機に使用するカード品質基準

日本工業規格JIS X6301及びJIS X6302を最低限の要求事項とし当社の品質基準を満たしたカードで有る事。

1. カードの物理的特性に関する品質基準

- (1)カードの材質はPVCとし、表裏面とも鏡面仕上げでヘアライン加工されていること。
(2)カード寸法及び反り、磁気テープの位置は次のとおりであること。

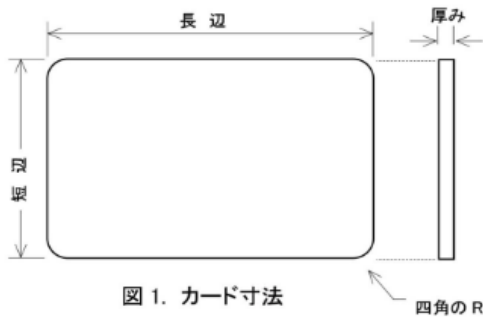


表1.カード寸法及び反り[mm]

項目	最小値	最大値
長辺	85.47	85.72
短辺	53.92	54.03
厚み	0.68	0.84
四角の R	2.88	3.48
反り (カードの厚みを含む)	—	1.5

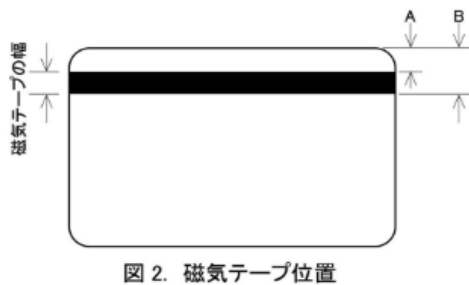


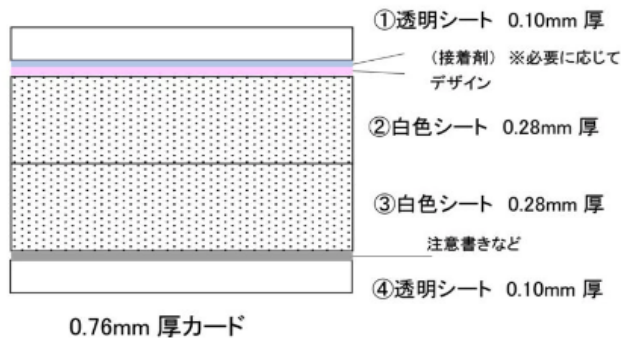
表2.磁気テープ幅と位置[mm]

項目	最小値	最大値
幅	6.3	6.7
A	6.4mm以下	
B	11.6mm以上	

表3.磁気テープの保磁力

項目	保磁力
低保磁力	51.7 ± 4.0 kA/m (650 ± 50 Oe)
高保磁力	219 ± 20 kA/m (2750 ± 250 Oe)

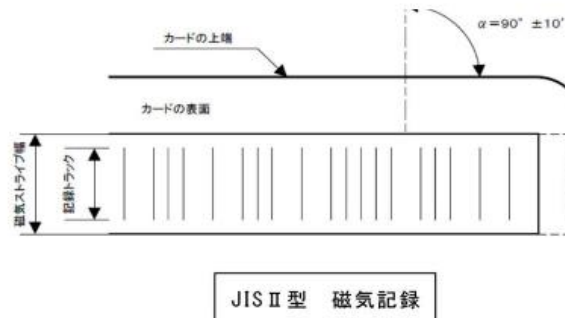
- (3)カードの構成 4層構成で次の基準を満たしていること。



2. 発行後におけるカードに関する「品質基準」

当社のカード発行機で発行したカードにおいて、次の品質基準を満たすこと。

- (1) カードの凸面のすべての部分において、定盤の平面から最大距離がそのカードの厚みを含めて1.5mmを超えないこと。
- (2) 温度18度～28度、湿度40～70%の環境において、重ねたカードの中から1枚のカードをどの方向からも容易に取り出すことができること。インプットホッパーに装填したカードがお互いに付着せず、1枚のカードがインプットホッパーから発行機内へスムーズに搬送できること。
- (3) 磁気情報の記録角度は、磁気ストライプと平行な上辺端に対して、 $90^{\circ} \pm 10'$ 以内であること。



- (4) 磁気情報の平均記録密度は8.27ビット/mm±4%以内であること。
- (5) 磁気情報の記録位置について、第1データビット（始め符号）の中心線はカードの左端辺から測定して5.0mm以上、最終データビットの中心線は、カードの右端辺から測定し5.0mm以上であること。



3. 適非カードの特徴

適性 カード	(1) 表裏共に鏡面仕上げで、ヘアライン加工があること (2) JIS X6305-1規定の試験での荷重によって生じる変形は13mm～35mmとし、荷重を外した後1分以内に反りが1.5mm以下であること (3) カードは4層構造とし、カード構造を形成する素材の構成層は、0.35N/mm以上の剥離強度であること
非適 カード	(1) シール等が貼付されているカード (2) カード表面に0.1mm以上の盛り上がりがあるカード

この契約は 電子契約に 対応しています

落札（見積）決定後

契約書の作成方法を

選択してください。

※落札（見積）決定業者は
「契約締結に関する届出書」
の提出をお願いします。



電子による契約

契約書を電子(PDF)で作成します。
押印に代えて電子署名を行います。

※印刷・製本・印紙の貼付は不要

or



書面による契約

従前どおり印刷・製本・押印・
印紙貼付を行い、契約書を作成
します。

様式のダウンロード・操作方法等電子契約の詳細
については長崎県HPよりご確認ください。

長崎県 電子契約

検索





電子契約を使ってみよう！

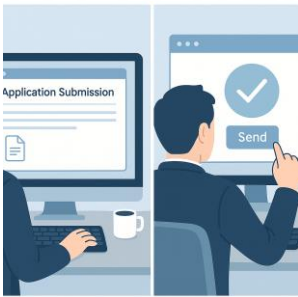
手続簡単！

電子契約で変わる！

3ステップ

3メリット

- 1 「契約締結に関する届出書」を提出。



メールで提出

- 1 契約にかかる費用を削減



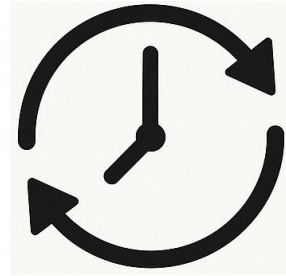
印紙代・郵送代が不要。

- 2 確認依頼メール受信後、内容に同意。



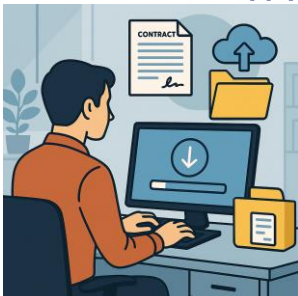
同意する

- 2 契約業務の効率化



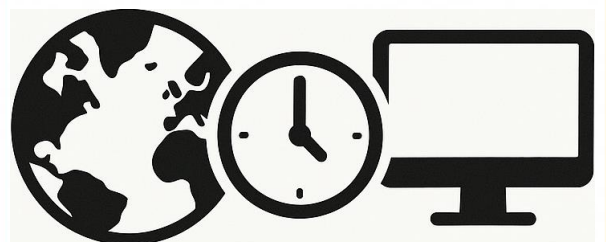
印刷や製本などの作業が不要。

- 3 契約締結後、電子契約書をダウンロードして保存。



契約書は電子で保管

- 3 場所や時間を選ばず契約可能



来庁不要で、いつでもどこでも処理可能。

電子契約の利用に関して、事業者の費用負担はありません